

昨年度も地域の
皆さんから
元気をいっぱい
いただきました!

ふるさとまちづくり
ひとづくり創出事業

平成20年度事業を
募集します!

まちづくり
の役割は
皆さんです。

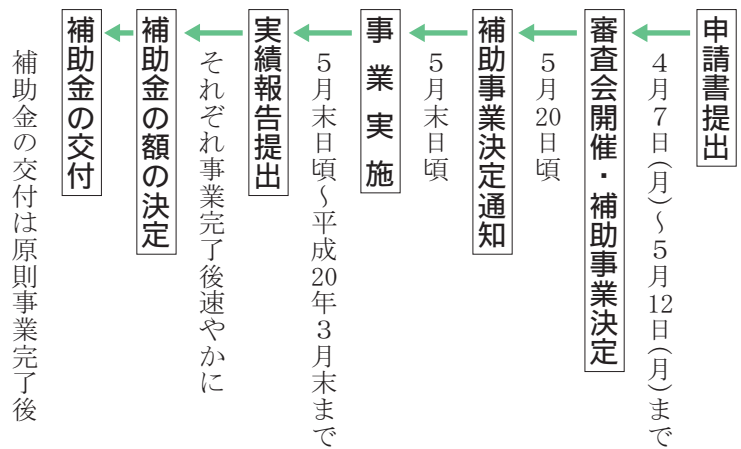


書類の提出先は?
役場企画課企画政策係または歌津総合支所地域生活課総務係まで提出してください。

補助率は?

事業費2万円から20万円までであれば最大で100パーセント補助します。

事業決定から
補助金交付までの流れ



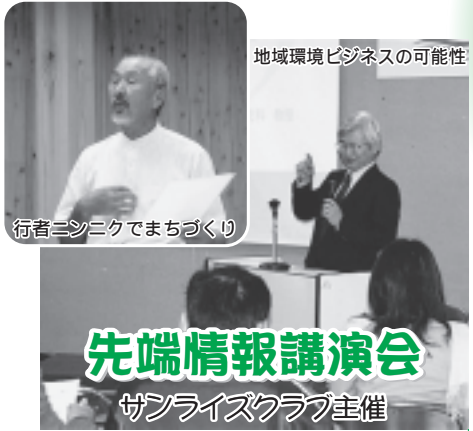
問い合わせ 企画課 ☎46-1371 歌津総合支所 地域生活課 ☎36-3921

平成19年度採択され実施された事業について、その一部をご紹介します。



八幡川かがり火祭り
八幡川かがり火実行委員会主催

8月25日(土)の夜、八幡川の八幡橋から汐見橋の流域にかがり火を焚き、また沿道に竹灯笼を置いて、幻想的な雰囲気を作り出し、多くの人たちに、夏の夜の新しいイベントとして心に焼き付けていただきました。



地域環境ビジネスの可能性

行者三ツニクでまちづくり

先端情報講演会

サンライズクラブ主催

東北大学の著名な先生などを招き、産業、健康、教育に関する先端的な講演会を年4回開催し、地域の活性化と教育の啓蒙に寄与していただきました。

季刊誌「彩」の発行

彩編集室主催

新しいまちのタウン誌を発行し、南三陸町内の隠れたスポットや親子の結びつきなど、日ごろの生活慣習などを題材に斬新な内容で広く情報を提供していただきました。



季刊誌「彩」創刊号

対象事業は?

広くまちづくりあるいはひとづくりに寄与する事業のうち他の補助対象とならないものを対象とします。
※花の植栽事業はこの事業と分離し、次のページに掲載する「花の植栽事業補助」事業に移行しました。

必要な書類は?

役場企画課、歌津総合支所地域生活課に用意してあります。
町のホームページ(アドレスは表紙に記載)からも様式をダウンロードできます。

パブリック・コメント
(意見公募手続き)

南三陸町地域福祉計画策定に係る意見を募集します

町では、地域住民が共に支え合い自立した生活を送ることを目指す福祉社会の実現に向けて「地域福祉計画」の策定を進めています。アンケート調査、地区懇談会、町保健福祉総合審議会によって関係各方面の意見・提案を反映するようまとめました。
町民の皆さんに意見を公募し、その意見を取り入れながら計画策定を進めていきます。

公表する関係資料

南三陸町地域福祉計画(素案)

関係資料の公表場所

保健福祉課(志津川保健センター内)

歌津総合支所 町民福祉課 町ホームページ

(アドレスは本紙表紙掲載)

意見を提出できる方

町内に在住している・通学している・事務所や事業所を有している方であれば、

個人・法人を問わず、どなたでも提出できます。

募集期間

4月1日(火)～4月15日(火)

提出方法

公表場所に備え付けの様式、またはホームページに掲載している様式により、郵送、ファクシミリ、電子メールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。
※電話による意見提出はできません。

町が政策等を決めるときに、その案を広く町民の皆さんに公表し、寄せられた意見等を案に取り入れることができるかどうかを検討し、その検討結果(最終案)とともに寄せられた意見等に対する町の考え方を併せて公表していく一連の手続き「パブリック・コメント制度」を平成20年1月から運用しています。
※パブリック(public)は「公衆」、コメント(comment)は「意見」を意味します。

花の植栽事業を実施する
ボランティア団体に
補助金を交付します

町では、良好な生活環境や景観を整備し、町民や観光客に安らぎや、ふれあいの場を与える花の植栽を実施するボランティア団体に、次の基準により補助金を交付します。
※ボランティア団体とは、行政区、各種団体並びに5人以上の団体とします。また、植栽地は国道・町道沿いの花壇等並びに町が管理する公園を対象とします。

補助対象経費

事業に直接要する経費、事業の実施に伴う花の苗木・種子・肥料の購入費用とします。

補助率

補助対象経費の10分の10。ただし、継続団体は次年度以降、補助対象経費の2分の1とします。

補助限度額

1事業あたり1万円以上5万円以下とします。

補助金は、予算の範囲内の交付となります。交付申請時期は、次のとおり年2回を予定しています。

◇申請期間

第1期間 4月1日(火)～5月9日(金)
第2期間 7月1日(火)～8月29日(金)
申請書類及び詳細は、環境対策課または歌津総合支所までお問い合わせください。

問い合わせ

環境対策課 ☎46-5528
歌津総合支所 町民福祉課 ☎36-3923

地域福祉計画(素案)の概要

地域福祉計画は保健・福祉分野を統括する計画として保健福祉政策の方針を示すとともに、各個別計画に基づく施策が地域においてより効果的に展開できるように地域住民をはじめ、町、民間団体が協働して取り組むための指針となるもので、その概要は、次のとおりです。

計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間です。

基本理念

○「地域で自分らしい生活を安心して送れる自立と安心の地域づくり」

計画策定の趣旨

南三陸町には次代を担い地域全体で育むべき子どもたちや、高齢で介護を必要としている人、障害のある方等支援が必要な人がいます。他にも地域生活で起こりうる困り事はさまざまです。役場や関係機関では、このような困りごとを抱えている方を支援するために、福祉の充実に努めていますが、困りごとの内容が多様であり、中には発見できなかったりする場合もあるため、すべてを税金や公的な保険による福祉で行うことは困難といえます。こうした中で南三陸町として新たに策定した総合計画で「みんなで支えあう健康のまちづくり」という保健・医療・福祉分野の政策を掲げています。今回の地域福祉計画は、この保健福祉施策を具現化する保健施策及び分野別保健施策(高齢者、障害者、児童)を統括する計画として、保健福祉の各個別計画に基づく取り組みを効果的に展開するための総合的・横断的な施策を示すものです。

提出先・問い合わせ

保健福祉課 社会福祉係
〒986-0753 南三陸町志津川字城場10番地
☎46-5113 FAX 46-4514
電子メール shakai@town.minamisanriku.miyagi.jp